

平成22年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成22年9月21日（月）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（ 委 員 ） 安達一藏，石井義規，井上昭宏，里正善，滝本裕，
水上正博，森永玲，米山正明（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）内藤刑事部裁判官

（事務担当者）豊岡事務局長，山中民事首席書記官，濱崎刑事首席書記官，
丸尾総務課長

議事要領

第1 開会

第2 米山所長あいさつ

第3 委員自己紹介

第4 委員長選任

委員の互選により，米山委員（地方裁判所長）が委員長に選任された。

第5 前回までの委員会意見に対する裁判所の対応報告

「裁判所Q&A」の長崎新聞への掲載について

長崎新聞に掲載された「裁判所Q&A」の記事について報告した。

第6 協議

（※ ○は委員長及び委員の，●は当日出席の内藤刑事部裁判官の発言。以下同じ。）

裁判員裁判の実施状況と問題点について

初めに，長崎地方裁判所刑事部の内藤裁判官が「裁判員制度に関する調査結果（①裁判員等経験者に対するアンケート結果，②裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の結果）」について説明を行った上で協議に

入った。

- アンケート結果によると，法廷等での説明等での分かりやすさについては，検察官の方が弁護士より分かりやすいためとなり，それは検察官が既に複数回の裁判員裁判を経験して慣れてきていることが理由の一つと考えられるようだが，長崎では裁判員裁判に立ち会う検察官は何人くらいいるのか。
- 基本的には，長崎地方検察庁の検察官 6 人と佐世保支部の検察官 2 人の合計 8 人になる。
- それでは長崎県弁護士会の会員は何人くらいいるのか。
- だいたい 120 人くらいであるが，この中から 1 件につき 2 人程度担当することになる。
- 長崎での裁判員裁判の審理日数は何日くらいなのか。
- これまでのところ，概ね 3 日から 4 日程度である。
- 審理内容の理解のしやすさ，説明等の分かりやすさについて，長崎での裁判員経験者インタビューでは，裁判官，検察官，弁護士の説明等が分かりにくかったと答えている方もいるようだが，どう考えられるか。
- 検察官の関係で言えば，けん銃の威力に関する鑑定について分かりにくかったという話があるが，この説明は物理の説明になるので，どうしても分かりづらくなってしまふ。ただ，裁判員に理解してもらうために，さらに工夫していく必要があると思う。
- 弁護士の関係で言えば，弁護士の説明等が分かりにくかったと言われている部分がどのような理由なのかをきちんと検証して，それを研修会等で利用していく必要があると思う。
- 審理内容がよく分からなかった裁判員がいた場合には，裁判官としてはどのようにフォローしているのか。
- 元々審理計画を立てる段階で，審理の途中に評議や休憩を何度か入れる

ようにしており、その際に、裁判官と裁判員が話し合いをしながら疑問点がないかを確認し、審理を進めている。

- アンケート結果では、評議の充実度について不十分と感じた裁判員もいるようだが、この点についてはどのように考えられるか。
- 評議が駆け足になってしまうこともあったとは思いますが、そもそも3日や4日の審理期間で判断していいのだろうかと言われる裁判員もいる。今後とも十分な評議ができるように工夫をしていく必要があると思う。
- 評議の中で少数意見が出た場合にはどうするのか。
- できるだけ全員一致になるように議論をするが、議論を尽くしても全員一致にならない場合には、多数決で決めることになる。
- 裁判員裁判の今後の課題として、現在は守秘義務があるので無理だが、国民に理解してもらうためには、評議の中身を明らかにしていくことが必要と考える。
- 評議した結果の内容については判決理由の中に入れており、報道機関に交付する判決要旨にも書かれているので、検討した筋道はそれで分かると思われる。それ以上に評議の中身を明らかにしてしまうと、当該意見を述べた裁判員の安全にも影響を及ぼしかねないし、評議で意見を付度しかねなくなり、率直な意見表明にも影響することになる。そのため、裁判員裁判では守秘義務は必要であり、評議の中身を明らかにすべきではないと思う。この点は、今後の検証でのテーマの一つであろう。
- 裁判員裁判が導入された影響で、裁判員裁判以外の裁判の判決が分かりやすくなってきているのではないかという印象を持っている。
- 分かりやすさだけを追求して大事な部分に変質しないように検証していく必要があると思う。また、裁判員裁判を受ける被告人の視点も考える必要があると思う。
- 裁判員制度の検証は今後積極的に行っていく必要があると思う。

- 裁判所について言えば，議論の充実を図りながら審理時間も短縮しないとけないという難しい問題もあるが，工夫をしながら行っていく必要があると思う。
- 検察官について言えば，公判前整理手続をさらに充実していく必要があると考えている。
- 弁護士について言えば，裁判員制度の三年後の見直しもあるので，きちんと検証した上で改善していく必要があると思う。また，裁判員裁判を受ける被告人の権利についてもきちんと検討する必要があると思う。

第7 次回期日及び協議テーマについて

- (1) 次回期日
追って連絡する。
- (2) 次回協議テーマ
追ってアンケートで意見を伺う。